



インボイス発行事業者の

登録要否相談会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施され「インボイス発行事業者」となるためには、登録申請が必要です。（登録は任意です。）

1 相談会の内容

インボイス発行事業者の登録をうけるかどうかをご検討される免税事業者の方を対象に、登録の考え方や事業の状況に応じて必要な情報等をご案内します。

2 相談会の日程

日 時	申 込 期 限	対象者	開催場所	連 絡 先
令和5年 9月 6日（水） 9時00分～16時00分	令和5年 9月 4日（月）	個人事業者 法 人	平塚税務署 2階総合窓口 平塚市浅間町 9番1号 平塚市庁舎	平塚税務署 ☎0463-22-1400(代表) 税務署の電話番号にお架けい ただいた後、自動音声案内に したがって、「2」を選択して ください。 【個人事業者の方】 個人課税第1部門（内線313） 【法人の方】 法人課税第1部門（内線413）
令和5年 9月11日（月） 9時00分～16時00分	令和5年 9月 7日（木）	個人事業者 のみ		
令和5年 9月22日（金） 9時00分～16時00分	令和5年 9月20日（水）	個人事業者 のみ		
令和5年 10月 5日（木） 9時00分～16時00分	令和5年 10月 3日（火）	個人事業者 法 人		
令和5年 11月 6日（月） 9時00分～16時00分	令和5年 11月 1日（水）	個人事業者 法 人		
令和5年 12月 5日（火） 9時00分～16時00分	令和5年 12月 1日（金）	個人事業者 法 人		

※ いずれの開催も12時00分～13時00分を除く。

相談時間は、個人事業者のみを対象とする開催は各回30分程度、個人事業者及び法人を対象とする開催は各回1時間程度となります。

3 相談会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、**事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをしていただき相談開始時間の調整をお願いします。**

なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。

- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。



インボイス制度について、国税庁ホームページインボイス制度「特設サイト」、YouTube 国税庁動画チャンネルも是非ご覧ください。



(特設サイト)

免税事業者向け



インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施され「インボイス発行事業者」となるためには、登録申請が必要です。（登録は任意です。）

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

2 説明会の日程

日 時	申込期限	開催場所	定員	連絡先
令和5年9月15日（金） 11時00分～11時50分	令和5年9月11日（月）	平塚税務署 3階大会議室 平塚市浅間町9番1号 平塚市庁舎	各40名	平塚税務署 ☎0463-22-1400（代表） 税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。 法人課税第1部門（内線413）
令和5年10月20日（金） 11時00分～11時50分	令和5年10月16日（月）			
令和5年11月16日（木） 11時00分～11時50分	令和5年11月10日（金）			
令和5年12月20日（水） 11時00分～11時50分	令和5年12月14日（木）			

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、**事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで、申込みをお願いします。**

なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。

- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。



インボイス制度について、国税庁ホームページインボイス制度「特設サイト」、YouTube 国税庁動画チャンネルも是非ご覧ください。



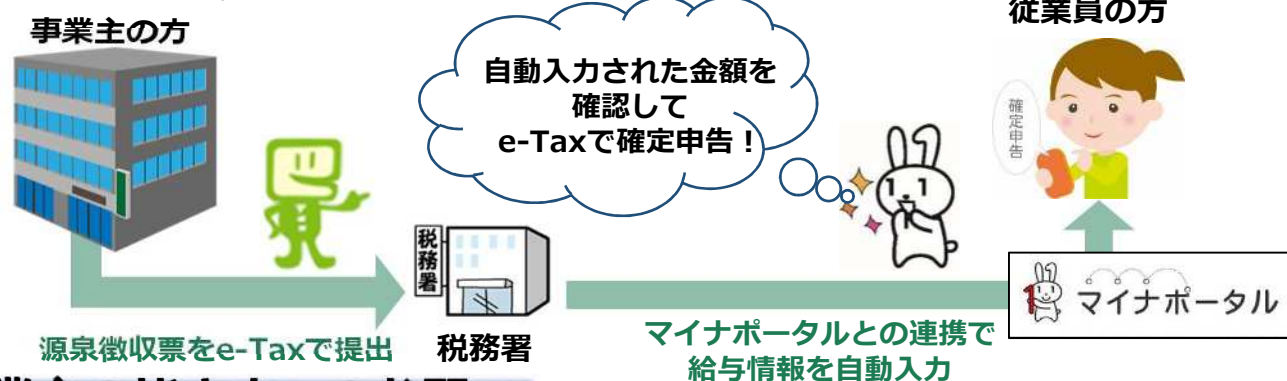
（特設サイト）



事業主の皆さまへ！ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に！！

事業主の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！

※令和6年1月以降に提出する給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が令和6年2月上旬以降に国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で
確定申告書を作成する際にご利用になれます。



事業主の皆さまへのお願い

Point ①

事業主の皆さまからe-Taxで提出された給与の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

Point ②

税務署への給与の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与に係る源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

！ e-Taxソフト（WEB版）の利用方法について、詳しくは裏面をご覧ください。

e-Taxソフト（WEB版）のご利用方法

STEP ① e-Taxソフト（WEB版）へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ② 右上部「各ソフト・コーナー」をクリック
- ③ 「e-Taxソフト（WEB版）」をクリック
または

e-tax web ログイン



STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出を行ってください。

既にe-Taxをご利用の方は、②からログインします。③で利用者情報の登録等を行い、④で給与所得の源泉徴収票の作成を行います（e-Taxソフト（WEB版）を初めて利用する場合のみ、③の手続が必要です。）。

※事前準備の案内動画はこちら



STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成したCSVファイルを読み込む場合は、②をクリックします。



！ 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、後は、電子証明書で電子署名を付与して送信！

！ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。

eLTAXで市区町村と税務署へ一括して作成・送信も可

市区町村に提出する給与支払報告書をeLTAXの作成ソフトPCdesk（対応税務ソフトを含みます。）を利用して作成・提出している場合は、税務署に提出する源泉徴収票のデータも同時に作成し、一括して送信することができます。

(eLTAXホームページ)

